

草津市立保育所・幼保連携型認定こども園給食調理業務に係る プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、草津市立保育所・幼保連携型認定こども園給食調理業務（以下「本業務」という。）の委託事業者を公募型プロポーザル方式（以下、「プロポーザル」という。）により選考するために必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

(1) 業務名 草津市立保育所・幼保連携型認定こども園給食調理業務

(2) 業務内容

別紙「草津市立保育所・幼保連携型認定こども園給食調理業務に係る仕様書」のとおり。

(3) 業務場所

草津市立草津中央おひさまこども園 （草津市草津三丁目 13 番 10 号）

草津市立草津第二保育所 （草津市草津町 1350 番地）

草津市立第三保育所 （草津市橋岡町 202 番地）

草津市立第四保育所 （草津市芦浦町 310 番地 1）

草津市立矢橋ふたばこども園 （草津市矢橋町 888 番地 1）

(4) 契約期間 契約締結日から令和 12 年 3 月 31 日まで

(5) 履行期間 令和 9 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

(6) 委託料上限額

本事業に係る業務委託料の予定上限額は、次のとおりとする。ただし、準備行為等に係る費用を含むものとする。この予定上限額を超えた場合は失格とする。

契約期間合計（3 か年） 金 312,562,800 円（消費税および地方消費税額を含む）

《内訳》 1 年目上限額（令和 9 年 4 月～令和 10 年 3 月）104,187,600 円

2 年目上限額（令和 10 年 4 月～令和 11 年 3 月）104,187,600 円

3 年目上限額（令和 11 年 4 月～令和 12 年 3 月）104,187,600 円

3 実施形式

(1) 募集方法 公募型プロポーザルにより提案募集を行う。

(2) 選定方法 事業者より提出された書類およびプレゼンテーションをもとに所要の審査を行い、最も優れた事業者を選定する。なお、提案範囲は仕様書のとおりとする。

4 日程

項目	期日	備考
公募による募集	令和 8 年 10 月 5 日（月） ～令和 8 年 11 月 2 日（月） 午後 4 時 45 分	市ホームページに実施要領等を掲載
質問書提出期間	令和 8 年 10 月 5 日（月） ～令和 8 年 10 月 19 日（月） 午後 4 時 45 分	質問書（様式第 1 号） 【電子メール】
現地説明会	令和 8 年 10 月 14 日（水） ～令和 8 年 10 月 15 日（木）	10 月 13 日(火) 正午までに申込が必要
質問書回答	令和 8 年 10 月 21 日（水）	市ホームページに掲載
参加意思表明書 等提出期限	令和 8 年 10 月 5 日（月） ～令和 8 年 10 月 26 日（月） 午後 4 時 45 分	①参加意思表明書（様式第 2 号） ②登記事項証明書(写) ③完納証明書(写) ④財務諸表（任意様式） ⑤会社概要（様式第 3 号） ⑥給食調理業務実績がわかるもの ・委託業務契約書（写） ・仕様書（写） ・履行証明書（写） ※草津市登録事業者の場合、②③の提出 を省くことができる。 【持参または郵送】幼児課
参加資格の審査	参加意思表明書等提出後 3 日以内	電子メールにて連絡する。
企画提案書等提出期限	参加資格審査結果通知後 ～令和 8 年 11 月 2 日（月） 午後 4 時 45 分	①プロポーザル企画提案書（参考様式） ②価格見積書（様式第 4 号） ③経費内訳書（様式第 5 号） 【持参または郵送】契約検査課
プレゼンテーションの実施	令和 8 年 11 月 9 日（月）または 令和 8 年 11 月 12 日（木）	事前に電子メールにて詳細を連絡する。
選定結果の通知	令和 8 年 11 月下旬	郵送にて通知また、市ホームページにも掲載
契約締結	令和 8 年 12 月中旬	

※上記スケジュールは予定のため、変更することがある。

5 参加資格

- (1) プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。
- ① 地方自治法施行令(昭和 2 2 年政令第 1 6 号)第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しないこと。
 - ② 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）または民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
 - ③ 草津市税等を滞納していないこと（法人の場合は、監査役を除く役員の市税等を含む。）

④ 次のいずれにも該当しないこと。

ア. 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店または営業所等の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。（以下この号において同じ。））または暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。））であると認められること。

イ. 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしていると認められること。

ウ. 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持もしくは運営に協力し、または関与していると認められること。

エ. 役員等が、暴力団または暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められること。

オ. 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

⑤ 草津市建設工事等の指名停止等に関する基準（平成14年6月1日制定）に基づく指名停止または草津市物品等の指名停止等に関する基準（平成10年4月1日制定）に基づく指名停止の措置期間中でないこと。

⑥ 仕様書に記載されている業務経験、資格等を有し、厚生労働省が定める「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づき、衛生的に調理を行う者を本業務に従事させることができること。

⑦ 保育所・こども園等の就学前教育・保育施設において、令和3年度より5年以内で1回100食以上の給食を調理提供する受託施設の実績があること。

(2) プロポーザル参加者は、候補者決定までの間に、第1項各号に定める参加資格要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとする。

6 現地説明会

委託施設の概要説明および施設見学のため、現地説明会を開催する。

尚、説明会への参加は任意であり、参加の有無により審査にて不利になることはないものとする。

(1) 開催日 令和8年10月14日（水）および10月15日（木）

(2) 説明会スケジュール

【1日目：10月14日（水）】

草津市立矢橋ふたばこども園

午後1時30分から午後2時15分まで

草津市立第三保育所

午後2時30分から午後3時00分まで

草津市立第四保育所

午後3時30分から午後4時00分まで

【2日目：10月15日（木）】

草津市立草津第二保育所

午後2時00分から午後2時30分まで

草津市立草津中央おひさまこども園

午後2時45分から午後3時15分まで

(3) 参加申込

令和8年10月13日（火）正午までに、草津市こども若者部幼児課あてに業者名称および参加者氏名を連絡すること。

参加者は、1社につき2名までとし、参加申込のない場合は、説明会への参加は不可とする。

(4) その他

① 本業務に関する施設概要等は、両日とも、始めの施設にて説明し、他施設については施設の見学のみ実施する。

② 給食室の見学を希望する場合は、白衣・帽子・マスク・厨房用靴を持参の上、説明会開催日から1ヶ月以内の検便検査結果（赤痢菌、サルモネラ菌および腸管出血性大腸菌 O-157・O-026・O-111）を提出すること。

7 質疑応答

(1) 提出方法

本プロポーザルに係る質問がある場合は、質問書（様式第1号）を用いて電子メールにて行うこと。なお、電子メールの場合は、必ず電話による受信確認を行うこと。窓口または電話での質問は一切受け付けないこととする。

(2) 提出期限

令和8年10月5日（月）～令和8年10月19日（月）午後4時45分まで

なお、質問期間経過後の質問は、一切受け付けないため、留意すること。

※電話による受信確認については、平日午前9時00分から午後4時45分までの間に行うこと

(3) 提出先

草津市役所こども若者部幼児課指導研修係

メールアドレス yoji@city.kusatsu.lg.jp

メールの表題は、「草津市立保育所・幼保連携型認定こども園給食調理業務に関する質問書」とすること。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、令和8年10月21日（水）に市ホームページに全ての質問に対する回答を掲載する。審査に関するもの、質問内容が不明瞭なものなど、内容によっては回答しない場合がある。また、質問者に関する情報は回答には含めない。

(5) 回答に対する再質問は受け付けない。

8 参加申込の手続き

プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、仕様書、草津市契約規則等の各規定を理解した上で、以下に定めるところにより、次の書類を提出すること。また、各様式等の記載にあたっては、別紙「草津市立保育所・幼保連携型認定こども園給食調理業務に係るプロポーザル企画提案書等作成要項」を参照のこと。

(1) 参加の意思表示

下記の書類の提出を以って、参加の意思を表明することとする。尚、草津市登録事業者の場合、②～③の提出を省略することができる。

【提出書類】

- ① 参加意思表明書（様式第2号） 1部
- ② 登記事項証明書（写） 1部
- ③ 完納証明書（写） 各1部
 - ア．本店に係る市町村税分（当該市町村発行）
 - イ．支店、営業所等が草津市に存する場合には草津市税分（草津市発行）
 - ウ．法人税、消費税及び地方消費税分（税務署発行）※ア及びイは直近1年分の納期が到来した全ての税目とする。
- ④ 財務諸表（任意様式） 1部
- ⑤ 会社概要（様式第3号） 12部
- ⑥ 保育所・こども園等の就学前教育・保育施設における給食調理業務実績がわかるもの（令和3年度から5年以内のもので1～3つ程度） 各1部ずつ
 - ア．委託業務契約書(写)
 - イ．仕様書(写)
 - ウ．履行証明書(写)

【提出方法及び提出期限】

持参または郵送すること。電子メールでの提出は認めない。

郵送は提出期限到着分まで受け付けることとする。なお、郵送の場合は、受け取り日時および配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等により申込書類等が提出先に到達しなかったことによる異議申し立ては、一切受け付けない。

令和8年10月5日（月）～10月26日（月）午後4時45分まで

※期間内の提出については、平日午前9時00分から午後4時45分までの間に提出すること

【提出場所】

〒525-8588 草津市草津三丁目13番30号

草津市役所こども若者部幼児課（さわやか保健センター2階）

電話：(077)561-6878 FAX：(077)561-6780

(2) 参加資格の審査

提出された参加意思表明書類を基に、参加資格審査を実施する。

審査結果については、参加意思表明書類等提出後3日以内（土日祝日を含まない）に、電子メールにて通知する。なお、審査結果等に関する意義申し立ては、一切受け付けない。

(3) 企画提案書等の提出

参加資格を有すると認められた場合は、速やかに下記の資料を追加提出すること。

【提出書類】

- ① プロポーザル企画提案書（参考様式） 12部
- ② 価格見積書（様式第4号）
- ③ 経費内訳書（様式第5号）
 - ア．見積については、価格見積書（様式第4号）および経費内訳書（様式第5号）を使用するものとし、施設毎の金額と合計額を見積もること。
 - イ．調理機器等の修繕費については、500千円/年(100千円/年×5施設)と定めるため、修繕費を施設毎に100千円として提案すること。年度期間内の実績報告を

以て、修繕費の精算を行うものとする。なお、準備期間については、この修繕費は含まれない。

ウ．価格見積書・経費内訳書については、必ず他の資料と別の封筒に入れ、草津市契約規則第23条第2項の規定に基づき、必ず代表者印で封印のうえ提出すること。（封じ目すべてに押印のこと。）

エ．経費内訳書（様式第5号）については、該当施設毎・該当年度毎に作成の上、提出すること。

【提出方法及び提出期限】

持参または郵送すること。電子メールでの提出は認めない。

郵送は提出期限到着分まで受け付ける。

なお、郵送の場合は、受け取り日時および配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等により申込書類等が提出先に到着しなかったことによる異議申し立ては、一切受け付けない。

参加資格審査結果通知後～令和8年11月2日（月）午後4時45分まで

※期間内の提出については、平日午前9時00分から午後4時45分までの間に提出のこと

【提出場所】

〒525-8588 草津市草津三丁目13番30号

草津市役所総務部契約検査課（市役所7階）

電話：(077)561-2307 FAX：(077)561-2490

※提出時、契約検査課窓口で、「公募型プロポーザルであること」「業務名」「事業者名」を伝えること。

(4) 提出書類の取り扱い

提出された書類は返却しない。

提出後の差し替え・追加は認めない。ただし、本市が必要と認める場合に、追加資料を求めることがある。

提出された書類は、提出した者に無断で、このプロポーザルにかかる審査以外には利用しない。

企画提案書の提出は、1者につき1案のみとする。

9 選考方法

草津市立保育所・幼保連携型認定こども園給食調理業務を委託するにあたり、プロポーザルの提案内容の審査および選考を行うため、草津市立保育所・幼保連携型認定こども園給食調理業務プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置して、当該業務の遂行に最も適した委託事業者を選考し、その者を優先交渉者と定め、契約締結に向けて契約内容等の交渉を行う。なお、交渉の結果、契約の締結に至らなかった場合は、次点の優先交渉者と交渉を行うものとする。

(1) プレゼンテーション審査

① 実施日時 令和8年11月9日（月）または 令和8年11月12日（木）

※実施時間等は、後日通知するものとする。

※プロポーザルへの参加事業者数等により変更する可能性がある。

② 実施場所 草津市役所 4階 行政委員会室 または 2階 特大会議室

③ 実施方法

準備時間	5 分間
説明時間	20 分間
質疑応答	20 分間程度
撤去時間	5 分間（可能な限り速やかに行うこと）

ア．プレゼンテーションの会場への入室は本業務の主担当を含む4名以内とし、説明前に入室者の氏名を口述するものとする。また、主たる説明・質疑応答は、本業務の主担当者が行うこと。

イ．プレゼンテーションで使用するパソコン等の機器は、各提案者が用意すること。
また、発表時にはスクリーン・プロジェクターを使用するため、投影できるようパワーポイントやPDFファイル等にて準備しておくこと。なお、スクリーン・プロジェクターは審査委員会が用意する。

ウ．プレゼンテーションで使用する資料は、提出された企画提案書の内容のみとし、追加提案や追加資料の配布は認めない。パワーポイント等のプレゼンテーションソフトの利用については、その内容が企画提案書の内容に合致し、提案内容の理解を助けるものであることに留意し、過度なアニメーションは避けること。
なお、プレゼンテーションは非公開とする。

10 候補者の選定

審査委員会において、下記の事項に基づき、候補者の選定を行う。

(1) 選定手順

- ① 審査委員会における審査で、最も高い評価を受けた事業者を委託先候補者（優先交渉者）として選定する。
- ② 評価点が同点の場合は、企画提案内容中の「提案を求める事項」の評価が高い事業者を選定する。
- ③ 提案者が1者のみの場合、あらかじめ設定した最低基準点以上であれば委託先候補者（優先交渉者）とする。
- ④ 委託先候補者（優先交渉者）として選定した事業者と交渉した結果、契約締結に至らなかった場合または同事業者に業務を履行できない何らかの事由が発生した場合は、次順位以下となった事業者のうち、評価点が上位であったものから順に、本業務についての交渉を行う。

(2) 評価基準

参加表明書類や企画提案書類、プレゼンテーションを基に、評価基準に基づいて審査を行う。評価項目ごとの評価割合は、次のとおりとする。

プロポーザル審査委員会を設置し、下記の内容について審査を行う。

	審 査 項 目	審 査 内 容	配点
1	基本情報	事業実績・経営状況	5
2	見積額	見積内容の妥当性と運営に関する企業努力	20
3	食育の推進	こどもや保護者や地域と連携した食育の推進	10
		事業者が実施する特色ある食育推進の取組	
4	個別対応食	アレルギー食等の個別対応能力	10
		多様な食事ニーズへの柔軟な対応力	
5	衛生管理体制	調理現場における衛生管理の徹底	15
		調理員の健康管理	
		施設における衛生管理の具体的対応	
6	安定的な調理体制 の確保	確実に業務遂行するための体制確保策	15
		緊急時の人員補充	
		代行保証	
7	調理員の教育体制・処遇	調理員の教育・研修体制とキャリアアップ	10
		調理員の処遇	
8	※質の高い給食提供 に対する取組	食を通したこどもと調理員との関わり	15
		給食調理の質の向上	
合 計			100

審査委員会での審査において、評価基準の評価点が6割未満の候補者は、委託先候補（優先候補者）として選定しないものとする。なお、候補者が1者の場合においては、見積価格を除いた評価点で判断するものとする。

(3) 審査結果

審査結果については、令和8年11月下旬に、全ての参加事業者に文書で通知するとともに、草津市ホームページに掲載する。なお、審査結果等に関する異議申し立ては一切受け付けない。

(4) 企画提案の失格

以下の条件に該当する場合は、審査委員会へ報告のうえ、失格とする。なお、失格となった場合は、別途通知する。

- ① 参加資格要件を満たしていない場合
- ② 実施要領等で示された、提出方法、提出場所、提出期限、書類作成および記載上の留意事項等の条件に適合しない場合
- ③ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ④ 見積書の提出について、代表者印が押印されていない場合および見積金額に訂正のある場合
- ⑤ 見積書の提出について、別の封筒に入れて、代表者印で封印されていない場合（封じ目すべてに押印が必要）
- ⑥ 見積書の提出について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為があった場合
- ⑦ 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合

- ⑧ プレゼンテーション審査において、正当な理由なく欠席した場合
- ⑨ 「２ 業務の概要（６）委託料上限額」に記載する額を超過した見積書を提出した場合

1 1 契約の締結等

- (1) 本業務の契約は、草津市契約規則によるものとする。
- (2) 草津市は、委託先候補者（優先交渉者）と仕様および価格等の細目について協議するものとし、本業務の目的達成のために必要な範囲内で、項目を追加、変更および削除する場合がある。また、これにより、委託料上限額を超えない範囲で、契約内容および契約額等の調整を行うことがある。
- (3) (2)による協議成立後、草津市と受託者との間で確定した契約内容で再度見積徴取を行い、委託料上限額の範囲内で、随意契約を締結するものとする。
- (4) (2)(3)の規定に関わらず、当初提案の内容について変更の必要がないと認めるときは、再度の見積徴取は行わず、当初の見積書をもって、随意契約を締結する。
- (5) 業務委託の内容は、企画提案及びプロポーザル仕様書の内容に限定されることなく、締結する委託契約書によるものとする。
- (6) 入札保証金 免除。ただし、落札者が契約を締結しないときは、入札金額の１００分の５に相当する金額を違約金として徴収する。
- (7) 前払金 不可
- (8) 分割払 可
- (9) 契約保証金 免除

1 2 その他

(1) 費用負担

本プロポーザルへの参加に要する経費については、全て参加事業者の負担とする。やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止または取り消すことがある。なお、この場合において、本プロポーザルに要した費用を草津市に請求することはできない。

(2) 辞退の表明

参加表明書の提出後または企画提案書等の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式は任意）により、担当課(草津市こども若者部幼児課)あてに提出すること。辞退により、不利益な扱いを受けることはない。

(3) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、本市が必要と認める場合には、草津市は、受託先にあらかじめ通知することによりその一部または全部を無償で使用（複製、転記または転写をいう。）することができるものとする。

- (4) 本プロポーザルの実施後、不知または内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(5) 情報公開および提供

草津市は企画提案者から提出された企画提案書等について、草津市情報公開条例（平成１６年条例第２１号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することがある。た

だし、事業を営むうえで、競争上または事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの委託先候補者（優先交渉者）特定前において、決定に影響がある恐れがある情報については、決定後の開示とする。

(6) この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

1 3 問合せ先

草津市こども若者部幼児課 担当者：大槻

〒525-8588 草津市草津三丁目13番30号（さわやか保健センター2階）

電話：(077)561-6878 FAX：(077)561-6780

メールアドレス：yoji@city.kusatsu.lg.jp